

公的研究費の適正な執行について

弘前大学財務部

平成28年9月28日（水）

1

目 次

- 研究費不正を取り巻く現状
- 不正使用等に対する罰則
- 不正使用等の防止に関する主な取組
- 会計実地検査の状況について

2

研究費不正を取り巻く現状①

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準) 改正 (平成26年2月)

平成25年度決算に関する参議院の議決
(平成26年7月)

1. 本ガイドラインの目的と改正の背景

- 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成19年2月15日文科科学大臣決定)を策定
- 依然として研究費の不正使用が後を絶たず、昨今、社会問題化
- 平成25年8月に文科科学副大臣の下に、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置(これまでの対応総括、今後の対応策等の検討)
- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論
 - ① 不正を事前に防止するための取組
 - ② 組織の管理責任の明確化
 - ③ 国による監視と支援
 - ④ 現行基準の具体化明確化

2. 改正の概要

- コンプライアンス推進責任者の設置
- コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の聴取を含む)の徹底
- 不正事案の氏名を含む調査結果の公表の徹底
- 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法等を提示
- 処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信を要請

警告決議(抄)

「公的研究費をめぐる繰り返される不適正な会計経理について」

国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により繰り返し是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も国立大学法人、厚生労働省や農林水産省所管の研究機関において、不正受給等の事案が相次いでいることは極めて遺憾である。

政府は、不適正な会計経理が後を絶たないことを重く受け止め、所管が異なる複数の研究機関で同種の事案が発生したことに鑑み、関係府省の連携を強化するとともに、各機関における不正防止体制の整備状況に関するモニタリング調査を厳格に行うなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期すべきである。

3

研究費不正を取り巻く現状②

他大学等の不正使用の事例

1. 謝金・給与に係る不正

〈事例〉

- ① 研究協力者に支払う謝金を、実際より多い勤務時間を作業確認表に記載し、実態とは異なる謝金を支払わせる。
- ② 研究室の学生を短期貸金雇用者として雇用し、実際は作業実態がないのに勤務したとして賃金を支払わせる。
- ③ 研究員の給与を研究室に戻させる。

〈手法〉

『キックバック』

対価としていったん支出した金を研究室の口座などに環流させること。

『カラ謝金』

勤務実態のないにも関わらず謝金を支出させること。

〈要因〉

勤務の管理が研究室任せになっているなど、研究機関の管理部門が雇用者の勤務実態等を把握していないことが、実態と異なる謝金・給与支出の要因となっている。

2. 契約に係る不正

〈事例〉

- ① 業者と結託して架空の物品を購入したとして請求書等を捏造し、代金を業者に預け金として管理させ、他の用途に使用する。
- ② 虚偽の消耗品購入伝票を作成して、他の用途に使用する。
- ③ 虚偽の書類とダミーの物品を用意して検収を受けさせ、研究室には別の物品を納品させる。
- ④ 納品されたソフトウェアが未完成であることを知りながら、検査調書を作成し、支払いを行わせる。

〈手法〉

『預け金』

実体を伴わない取引により代金を支払わせ、その金を業者側に管理させること。

『品転』

虚偽の契約書類を作成し、書類上とは異なる物品を納品させること。

〈要因〉

研究者と特定の業者間が極めて密接になるような取引慣行や事務職員による検収体制の不十分さなどが、架空取引などの要因となっている。

4

研究費不正を取り巻く現状③

他大学等の不正使用の事例

一般的に注意が必要なリスク

3. 旅費に係る不正

〈事例〉

- ① 外国出張の旅費を正規価格の航空券で見積もって請求し、実際は安い航空券を購入して差額を取得する。
- ② 実際は出張していないのに、偽りの出張報告書を提出し、旅費を取得する。
- ③ 出張計画より実際の用務の日数が少なくなったにもかかわらず、概算払いで受け取った旅費を精算せずに差額を取得する。または、虚偽の精算を行う。
- ④ 申請した用務とは異なる内容の出張をし、旅費を取得する。
- ⑤ 親族の旅費を研究者本人の出張として取得する。

〈手法〉

『カラ出張』

虚偽の内容の出張を申請し、旅費を支払わせること。

〈要因〉

旅費の不正については、航空賃の搭乗半券や領収書などの証拠書類のチェック体制の不備などから、出張が計画どおり行われたかどうかの確認が不十分であったことなどが、不正取得の要因となっている。

- ① ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の状態化）
- ② 決裁手が複雑で責任の所在が不明確
- ③ 予算執行の特定の時期への偏り
- ④ 業者に対する未払い問題の発生
- ⑤ 競争的資金等が集中している部局・研究室
- ⑥ 取引に対するチェックが不十分
- ⑦ 同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り
- ⑧ データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分
- ⑨ 検収業務やモニタリング等の形骸化
- ⑩ 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用
- ⑪ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理が研究室任せ
- ⑫ 出張の事実確認等が行える手続が不十分
- ⑬ 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境や、牽制が効きづらい研究環境

5

研究費不正を取り巻く現状④

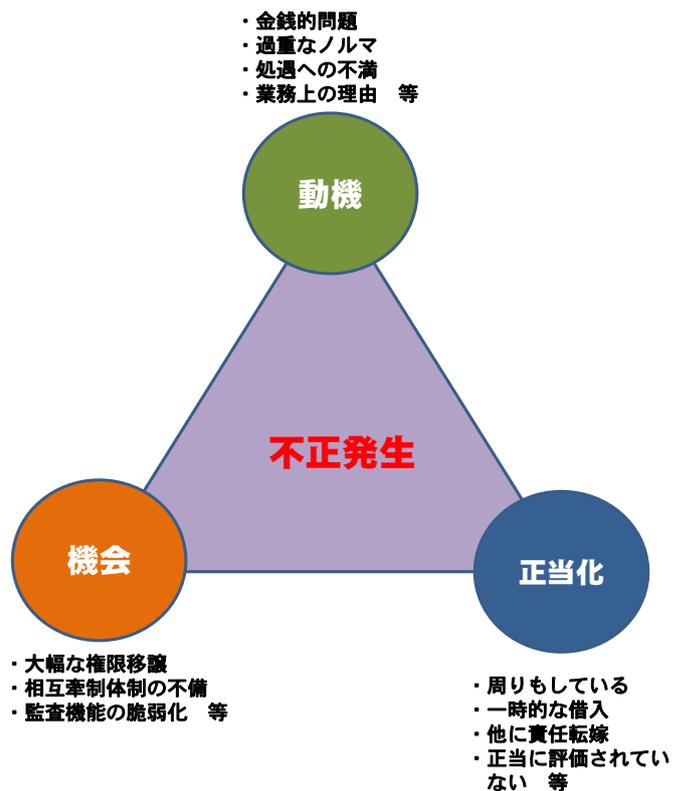
不正が発生するメカニズム

『不正が生まれる三要素』 (不正のトライアングル)

不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃った時に発生するとされています。
(米国犯罪学者：クレッシェア教授)

- ① 動機：不正を実際に行う際の心理的なきっかけ
- ② 機会：不正を行おうとすれば可能な環境
- ③ 正当化：不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如

※ 3つの不正リスク要因を理解し、適切な対応を行うことが重要



6

不正使用等に対する罰則

不正者に対する罰則の強化等

(平成24年度「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正)

<改正の趣旨>

- 研究機関における公的研究費の適正な管理・監査体制を求めてきたにも関わらず、依然として、悪質性の高い事案を含む、競争的資金の不正使用が散見
- 研究費の不正使用や不正受給等への対応として、応募資格を制限しているが、行為の内容に関わらない硬直的な運用

現在の社会情勢を踏まえ、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することができるように改正

<改正のポイント>

- 私的流用を行った者に対する応募資格制限の厳罰化
- 私的流用以外の不正使用を行った者に対する応募資格制限の厳罰化・適正化
- 善管注意義務違反に対する応募資格制限の新設

交付制限の対象	不正使用の程度と応募制限期間
I 不正使用を行った研究者と共謀者	1. 個人の利益を得るための私的流用 10年
	2. 私的流用以外
	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合 5年 ② ①及び③以外のもの 2～4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合 1年
II 不正受給を行った研究者と共謀者	5年
III 善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

不正使用に対する懲戒等

研究費の不正使用は、刑法の横領や詐欺、あるいは補助金適正化法などの法令に違反する行為であり、犯罪である。「国立大学法人弘前大学職員就業規則」による懲戒等の処分(懲戒解雇、停職、減給等)のほか、刑事告発や民事上の損害賠償請求を行うことがある。

不正な取引に関与した業者に対する処分

不正な取引に関与した業者に対しては「国立大学法人弘前大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」の基づき取引停止等の処分を講じる。

「国立大学法人弘前大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」別表措置基準(抜粋)

措置要件	期間
本学の購入等契約に関し、納品の事実を偽り、又は架空請求を行ったとき。	当該認定をした日から3ヶ月以上18ヶ月以内
前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をせし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上18ヶ月以内

7

不正使用等の防止に関する主な取組

研究費の適正な運営・管理活動

1. 予算執行状況の検証等

- 競争的資金等に携わる教職員は、常に予算の執行状況を把握し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れないよう留意する。
- 資金交付前に予算を執行する必要がある場合は、「国立大学法人弘前大学受託事業等の資金交付前使用に係る立替」制度を活用することで、入金前に研究開始が可能となっている。(科研費については申請不要)
- 翌年度への繰越しが認められている資金については、やむを得ない事由により、年度内に補助事業が完了しない見込みがある場合は、速やかに繰越し承認要求の手続きを行う。
- 研究目標が達成され、かつ、資金に残額が生じた場合は、資金の有効活用の観点から、配分機関に確認のうえ適切に返還手続きを行う。
なお、年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はない。

2. 謝金・給与に係る確認

- 事前に「作業協力等依頼実施計画書」を事務担当へ提出、作業確認表は事務室に備え、事務担当者が確認し、勤務場所、勤務時間について把握する。
- 謝金等を支出することができるのは、研究費の課題の用務に対してのみであり、課題以外の内容の業務を行った場合、謝金等を支出することはできない。

3. 換金性の高い物品の管理

- コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラについては、取得価格が10万円未満の場合においても「備品」と同様に資産台帳への登録、備品シールの貼付により適切に管理

4. 出張事実の確認

- 出張計画に変更が生じた際は速やかに変更手続きを行う。
- 航空賃については領収書及び搭乗半券を提出する。
- 出張報告書には出張したことを裏付ける資料を添付する。

その他

1. コンプライアンス教育の実施、誓約書の徴取

- 不正防止対策の理解や意識を高めるためコンプライアンス教育等を実施

2. 取引業者からの誓約書の徴取

- 取引業者との癒着防止のため、公的機関等の不正発生源要因が極めて低い事業者を除く全ての取引業者から誓約書徴取

3. 主要取引業者訪問

- 課長級職員が当該企業を訪問し、取締役等の経営者層に対して、本学の研究費の不正使用防止の取組、不正使用の全国的な状況、その他各種法令遵守等を説明し、企業側のコンプライアンスの徹底を要請

8

会計実地検査の状況について①

教員等個人宛て寄附金

「教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの」 (平成23年度決算検査報告)

- 19 国立大学法人に所属する教員等計332名は、教員等個人宛て寄附金計401件、約3億6千万円を平成19年度から24年度までの間に受領していたにもかかわらず、各国立大学法人に対して寄附しておらず、個人経理するなどしていた。
- 寄附金規則に違反しており、不当と認められる。

「教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの」 (平成24年度決算検査報告)

- 11 国立大学法人等に所属する教員等計155名は、教員等個人宛て寄附金計204件、約1億7,200万円を平成16年度から24年度までの間に受領していたにもかかわらず、各国立大学法人等に対して寄附しておらず、個人経理するなどしていた。
- 寄附金規則に違反しており、不当と認められる。

本学における教員等個人宛て寄附金に係る規程

「国立大学法人弘前大学寄附金受入事務取扱規程」

（職員等が寄附を直接受けた場合の取扱い）

第10条 職員等は、研究助成団体等から寄附を直接受けた場合において、当該寄附金が次の各号に該当するときは、当該寄附金を本学に寄附しなければならない。

- (1) 当該職員等の職務上の教育研究に対するもの
- (2) 当該寄附金に係る教育研究を本学の施設又は設備等を使用して実施するもの



- 国立大学法人に所属する教員等が職務上行う教育・研究については、国立大学法人にその遂行に関する事務上の管理責任がある。寄附者の意向によって教員等個人に対して寄附された寄附金であっても、これを適正に受け入れて経理する必要がある。

9

会計実地検査の状況について②

DNA合成製品の購入等について

「DNA合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの」 (平成26年度決算検査報告)

- 2 国立大学法人の経理責任者等は、プリペイド方式のポイント購入が実際はDNA合成製品の購入には当たらない前払となるものであることを認識せずに、そのまま承認して、支払いを行っていたり、納品検査に当たり、プリペイド方式のポイントの購入に係る納品書をDNA合成製品の納品書と誤って認識していた。
- その結果、実際にはDNA合成製品の納品の事実がないのに、プリペイド方式のポイントの購入に係る納品書等を受けたことをもって、納品を確認したこととして、現物と照合を行わず支払いを行っていた事態が、2国立大学法人において、21年度から26年度までの間に計84件、支払額計1,258万円について見受けられた。
- さらに、ポイントの一部については、研究者が年度内の研究に使用せず翌年度に持ち越していたり、他機関へ異動したことにより残高の管理が困難となっていたりしている事態が見受けられた。

- これらの事態は、会計規程等に違反して、DNA合成製品を代金の前払となるプリペイド方式により購入するなどの不適正な会計経理を行って、DNA合成製品の購入代金を支払っていたものであり、不当と認められる。



- これらの事態が生じたのは、
 - ・ 研究者において適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていた。
 - ・ 経理責任者等においてDNA合成製品の購入方法に対する確認が十分でなかったこと及びDNA合成製品の納品検査において現物との照合を行わなかったこと。
 - ・ 研究者及び経理責任者等に対しDNA合成製品の購入を会計規程等に基づき適正に行うなどの指導が十分でなかったこと。

10

最 後 に

研究費の不正が発生した場合・・・

- ・ 不正調査のために**多大なコスト**が発生します!
- ・ **組織全体の信用が失墜**します!
- ・ 不正が認定された場合、研究費の返還や、体制整備状況の調査対象とされるなど、**様々なペナルティが科せられます!**

公的研究費の適正な執行にご協力いただくようお願い申し上げます。

※ 不明な点は、各部局の事務担当者、または、財務部財務企画課までご相談ください。